閣人人第 814 号 令和4年11月18日

(別記) 殿

内閣官房内閣人事局人事政策統括官

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の成立を踏まえた 対応について(依頼)

第 210 回国会において成立した「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」は、令和4年法律第 81 号として公布され、常勤職員について、人事院勧告どおり俸給月額及び勤勉手当の支給月数等を引き上げるものとしておりますので、各府省等におかれましては、遺漏なく実施していただきますようお願いします。

また、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第22条第2項の非常勤職員の給与については、下記のとおり運用していただくよう、併せてお願いします。

記

以下の2点を踏まえ、各府省等におかれましては、非常勤職員の給与改定等につき、遺漏なく実施していただきますようお願いします。

- ・ 「国家公務員の非常勤職員の給与に係る当面の取扱いについて」(平成29年5月24日 人事管理運営協議会幹事会申合せ)3において、「非常勤職員の給与については、常勤職 員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本としつつ、当面は、遅くとも一般 職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)等の改正に係る法律が施行された 日の属する月の翌月の給与から改定するものとする」旨、申し合わせていること
- ・「一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について」 (給実甲第1064号平成20年8月26日人事院事務総長通知。令和3年7月16日最終改 正)において、職務、勤務形態等が常勤職員と類似する非常勤職員に対する期末手当及び 勤勉手当に相当する給与については、「常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る 支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給すること」とされているこ と

なお、上記申合せ及び令和4年11月10日参議院内閣委員会における河野国家公務員制度担当大臣答弁のとおり、「非常勤職員の給与の改定が常勤職員と同様に行われるのが基本」と考えておりますので、非常勤職員の適切な処遇を確保する観点から、基本となる給与の遡及改定を行うなど、改定時期についても引き続き改善に努めるよう、重ねてお願いするとともに、対応状況については後日お聞かせいただく予定である旨申し添えます。

以 上

(別 記)

会計検査院事務総局次長

人事院事務総局総括審議官

内閣官房内閣審議官

内閣法制局総務主幹

内閣府大臣官房長

宮内庁長官官房審議官

公正取引委員会事務総局官房総括審議官

警察庁長官官房長

個人情報保護委員会事務局長

カジノ管理委員会事務局長

金融庁総合政策局総括審議官

消費者庁次長

デジタル庁統括官

復興庁統括官

総務省大臣官房長

法務省大臣官房長

外務省大臣官房長

財務省大臣官房長

文部科学省大臣官房長

厚生労働省大臣官房長

農林水産省大臣官房長

経済産業省大臣官房長

国土交通省大臣官房長

環境省大臣官房長

防衛省大臣官房長

- ■一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号) (非常勤職員の給与)
- 第二十二条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)については、勤務一日につき、三万四千二百円(その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円)を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。
- 2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。
- 3 前二項の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定がない限り、これらの項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

(参考2)

- ■一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について(給実 甲第1064号平成20年8月26日人事院事務総長通知。令和3年7月16日最終改正)
- 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第22条第2項の非常勤職員に対する給与の支給について、下記のとおり指針を定めたので、これを踏まえて給与の適正な支給に努めてください。

なお、これに伴い、給実甲第83号(非常勤職員に対する6月及び12月における給与の取扱いについて)は廃止します。

記

- 1 基本となる給与を、当該非常勤職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号俸の俸給月額を基礎として、職務内容及び職務経験等並びに在勤する地域の要素を考慮して決定すること。
- 2 通勤手当に相当する給与を支給すること。
- 3 任期が相当長期にわたる非常勤職員に対しては、期末手当及び勤勉手当に相当する給与 を、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給するよう努めること。この場合において、<u>職務、</u> <u>勤務形態等が常勤職員と類似する非常勤職員に対する当該給与については、常勤職員に支</u> 給する期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の 上支給すること。
- 4 各庁の長は、非常勤職員の給与に関し、前3項の規定の趣旨に沿った規程を整備すること。

(参考3)

国家公務員の非常勤職員の給与に係る当面の取扱いについて

 平成29年5月24日

 人事管理運営協議会幹事会申合せ

国家公務員の非常勤職員の給与に係る当面の取扱いについて、「一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について」(給実甲第1064号平成20年8月26日人事院事務総長通知)を踏まえ、以下のとおり申し合わせる。

1 基本となる給与

非常勤職員を採用する際の基本となる給与(再採用の際の基本となる給与を含む。)については、非常勤職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員に対し支給されている俸給月額の実態に留意しつつ、当該非常勤職員の職務内容を踏まえ、その職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮して決定するものとする。

2 特別給(期末手当/勤勉手当)に相当する給与

非常勤職員に対し、その勤務実態(勤務期間、各月の勤務日数、各勤務日における勤務時間数)等を適切に考慮の上、期末手当/勤勉手当に相当する給与を支給するものとする。なお、勤勉手当に相当する給与の支給に当たっては、適正に把握した勤務実績も適切に考慮するものとする。

3 一般職の職員の給与に関する法律等の改正に対応した取扱い

非常勤職員の給与については、<u>常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本としつつ、当面は、遅くとも一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95</u>号)等の改正に係る法律が施行された日の属する月の翌月の給与から改定するものとする。

4 本申合せの対象

平成30年4月1日以降現に各府省等(本府省、施設等機関、特別の機関、地方支分部局等)に在職している非常勤職員(再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員を除く。)を対象とする。

ただし、以下の非常勤職員は、その対象から除く。

- (1) 委員、顧問、参与その他これらに類似する職務に従事する非常勤職員
- (2) 特定の時期に一時的(任期が3か月以内)に任用される非常勤職員(例:国勢調査 や統計調査等の各種調査に従事する職員)
- (3) 勤務日数が少ない(出勤すべき日が平均週2日未満相当)非常勤職員(例:健康管理医、客員教授等)

5 その他

- (1) 本申合せは、人事管理運営協議会幹事会において決定した日(平成 29 年 5 月 24 日)から適用する。
- (2) 1から3までについて、民間における同一労働同一賃金の実現に向けた取組も踏まえつつ、平成30年度から段階的に実施されるよう、各府省等は、所要の措置を講ずる。

(参考4)

- ■令和4年11月10日参議院内閣委員会・速記録(未定稿・抄)
- ○吉田忠智君 幾ら改定がないといっても、やっぱりこの間の努力はやっぱり必要ではなかったかと思います。

河野大臣に質問します。

河野大臣は、八月十二日の就任時の記者会見においてこのように述べられております。期間業務職員の方々にもっと能力を引き出してもらい、一般職、総合職との業務の切り分けと

いうものをきっちりとし、期間業務職員の採用のための予算を概算要求の中にきっちり入れてくれということは各省庁に対して指示をしたいと思っておりますと言われました。これは、期間業務職員を含めた非常勤職員について行政運営に欠くことのできない存在として改めてその役割を期待されたものと思いますが、当然それに応じた適正な処遇への改善も大臣自身が考えてのことだと、そのように思います。

給与の改定について非常勤職員だけが四月に遡及しないというのは、同一労働同一賃金の 原則からも明らかに不合理であります。各府省において非常勤職員との権衡から本年四月に 遡及した非常勤職員の給与の引上げが遅滞なく確実に行われるということについて、是非河 野大臣にリーダーシップを発揮していただきたいと思いますが、是非前向きな答弁をお願い します。

○国務大臣(河野太郎君) <u>非常勤職員の給与の改定が常勤職員と同様に行われるのが基本だ</u> と思っております。

先ほど内閣人事局から答弁がございましたように、ここしばらく引上げがなかったものですから実態の調査というのができておりませんので、まずは実態をしっかりと調査し、把握をした上で、必要ならば申合せを改定をして、きっちりと四月に遡及をさせるということを徹底していきたいと思っております。